

関西医療大学 履修および試験等に関する規程（保健看護学部）

（目 的）

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則に基づき、本学における授業科目の履修、試験および進級要件に関して、必要な事項を定める。

（授業科目の開設等）

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

2 各年次ともその年次において、開講する授業科目、単位数、担当教員および時間割は、学年の始めに決定し、発表する。

3 学則の定めに従って、各年次に配当された授業科目以外の科目の受講は、原則として認めない。

（履 修 願）

第 3 条 学生は、選択科目からあらかじめ、履修しようとする科目を選択し、次の定められた日までに所定の方法で履修登録をしなければならない。

(1) 前期選択科目：4月の定められた日

(2) 後期選択科目：9月もしくは10月の定められた日

2 履修登録した後、受講希望者の数に著しい偏りがあり、授業の進行に支障があると判断される場合には、調整することがある。

3 すでに単位を取得した授業科目の再履修は、原則として認めない。

4 第1項に定める手続きがなされた後の履修登録科目の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

（履修の条件）

第 4 条 学生は、原則として、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 年間に履修登録できる単位数の上限は49単位とする。

3 クラスを指定して、開講する授業科目にあっては、当該クラス以外の学生の受講は、原則として認めない。

4 3年次後期の臨地実習科目は、3年次前期終了時において、それまでに配当された全ての専門教育科目の必修科目を履修し、単位を取得していなければ履修できない。

（試 験）

第 5 条 試験は、定期試験、追試験、再試験、特例再試験および仮進級試験とする。

2 試験は、試験科目および期間または期日を定めて行う。

（受験要件）

第 6 条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。

(2) 試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の1を超える欠席をしている

とき。ただし、実習もしくは演習については、5分の1を超える欠席をしているとき。

(3) 授業料等の学費を滞納しているとき。

(4) 学則第47条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。

(試験欠席届)

第7条 正当な理由で試験を受けることのできない学生は、あらかじめ、理由書を添えて、試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

2 病気等で前項の試験欠席届を試験前に提出できない場合には、当該授業科目の試験日から1週間以内に試験欠席届を提出しなければならない。なお、病気による欠席の場合は、理由書の他、医師の診断書を添えるものとする。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績またはレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

2 前項にかかわらず、通年科目の定期試験については後期に実施する。

(レポート)

第9条 前条のレポート提出については、次のとおりとする。

2 課題、様式、提出期限およびその他の注意事項については、教務課から連絡する。

3 前条のただし書のレポートを定められた期日までに提出しなかった者は、当該科目の履修を放棄したものとみなす。

4 第6条第1項の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

(追試験)

第10条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第7条に定める手続きを行った者に対し、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、追試験願を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。

3 追試験には、第8条第1項のただし書を準用する。

(追実習)

第10条の2 公欠または感染症等で臨地実習を欠席し、所定の欠席届を教務課に提出した者については、教授会の議を経て追実習を認めることがある。

(成績の評価)

第11条 学則第25条に規定された成績の評価は、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDとし、C以上を合格とする。

2 通年科目については、後期に評価する。

(再試験)

第12条 第11条第1項に定める成績が60点未満である者に対して、再試験を行うことがある。ただし、臨地実習科目については、再試験の対象とはならない。

- 2 再試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、再試験願を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は、60点を上限とし、第11条第1項および第2項の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は、行わない。ただし、学校感染症により再試験を受験できない場合は、当該学生の当該科目の再試験日程を変更することがある。
- 4 定期試験を受験しない学生には、第1項に定める再試験を行わない。ただし、特別な事由がある場合には、この限りでない。
- 5 追試験の再試験は行わない。
- 6 第1項に定める再試験には、第8条第1項のただし書を準用する。

(特例再試験)

第13条 前条の定めのほか、次の場合に特例再試験を行うことがある。

- (1) 卒業見込みの者で単位未取得科目が1科目の場合。ただし当該科目が、臨地実習科目の場合は、再度臨地実習を行う。
 - (2) 3年生で前期終了時に専門教育科目の必修科目のうち単位未取得科目が2科目以内の場合。ただし、臨地実習科目は対象としない。
- 2 第10条または前条に定める試験を受験しなかった学生には、原則として第1項に定める当該科目の特例再試験の受験を認めない。ただし、追試験または再試験を正当な理由で受験できなかった場合は、第7条第2項の手続きを行った者に限り、特例再試験の受験を認めることがある。

(不正行為)

第14条 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は無効とし、当該学生は、当該期間中の以後の試験を受験できない。

- 2 定期試験、追試験、再試験および仮進級試験において不正行為を行った者は、全ての科目についてその年度に行われる特例再試験の受験を認めない。

(単位授与)

第15条 学則第24条に基づき、第2条に定める授業科目の講義、演習または実習を修了し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

(進 級)

第16条 本条において、保健看護学科の進級に関する事項を定める。

- 2 その年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。
- 3 当該年次に配当されている必修科目のうち、第6条第2号に規定する出席不良による受験停止のため必修科目の単位が未取得となった場合には留年とする。ただし、第10条2項に規定する追実習の対象となった臨地実習科目が、実習施設の関係等から年度内に追実習が実施できなかった場合は、その単位は保留とし、当該年度の留年の要件となる未取得単位には含めない。
- 4 当該年次に配当されている必修科目のうち、未取得単位が3単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。未取得単位が4単位以上の場合には留年とする。ただし、未取得単位が4単位以上であっても、2年次または3年次への進級判定に限り、当該

年度の functional Grade Point Average (以下「fGPA」という。)が2.0以上であれば仮進級を認める。なお、fGPAについては履修および試験等に関する規程施行細則に定める。

5 留年となった者は、前年度までに単位取得出来なかった必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。ただし、前年度に単位取得した科目の単位は認めることとする。

6 仮進級となった者が、臨地実習科目以外の必修科目の未取得単位を次年次以降において取得する場合には、第6条第2号の規定の適用を免除することがある。

7 単位を取得することができなかった選択科目を次年次以降において取得する場合には、第6条第2号の規定にかかわらず、この適用を免除することがある。

(再履修願)

第17条 学生は、第16条第6項もしくは第7項により、次年次において、未取得単位を取得するときは、当該年度の4月の定められた日までに所定の再履修願を教務課に提出しなければならない。

(仮進級試験)

第18条 再履修を願い出た者は、仮進級試験を受け、単位を取得しなければならない。

2 仮進級試験の成績は、60点を上限とする。

3 仮進級試験の追試験および再試験は行わない。

(卒業)

第19条 卒業は、学則第31条に定める卒業の要件を満たしたものについて認める。

2 前項において、卒業を認められなかった場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。